地方消費税交付金(社会保障財源化分)の使途

社会保障の安定財源を確保するため、平成26年4月1日及び令和元年10月1日に消費税及び地方消費税の税率が引き上げられました。地方消費税交付金の増収分については、社会保障4経費(制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費)その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策)に要する経費に充てることとされています。

令和2年度予算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の使途は、つぎのとおりです。

(単位:千円)

				(単位:十円)
		区分		令和 2 年度予算額
事業費	社 —	生活保護扶助事業		840, 000
		高 齢 者 福 祉 事 業		29, 781
		障害者福祉事業		1, 167, 126
		児 童 福 祉 事 業		2, 719, 029
		母 子 福 祉 事 業		220, 217
		小 計	Α	4, 976, 153
	社 会	介 護 保 険 事 業		538, 204
		国民健康保険事業		250, 779
	保険	後期高齢者医療保険事業		605, 981
貝		小計	В	1, 394, 964
	保健衛生	地 域 医 療 事 業		20, 927
		疾病予防対策事業		150, 263
		健 康 診 査 事 業		37, 837
		小 計	С	209, 027
		合計 (A+B+C)	D	6, 580, 144
		地 方 債	Е	0
D		国・県支出金	F	3, 752, 499
0		そ の 他	G	161, 662
財源内司		地方消費税交付金(社会保障財源化分)	Н	614, 397
訳		一般財源D-(E+F+G+H)	Ι	2, 051, 586
		合 計		6, 580, 144
充	当割合	H+I ×100 (%)	23. 0%	